

堺市介護予防・日常生活支援総合事業について

アンケートの実施について

- 目的：事業の利用状況について、現状を把握
- 対象：市内居宅介護支援事業所（344事業所）
地域包括支援センター（21センター）
- 実施期間：令和4年2月14日～令和4年2月28日
- 実施方法：Googleフォーム
- 回答率：35%（128/365事業所から回答あり）
- 結果概要：別紙のとおり

課題①：利用者ニーズを満たすサービスの不足

- 平成29年度の事業開始以降、基準緩和型サービス及び短期集中通所サービスの利用者数は増加していない。

【訪問型サービス】

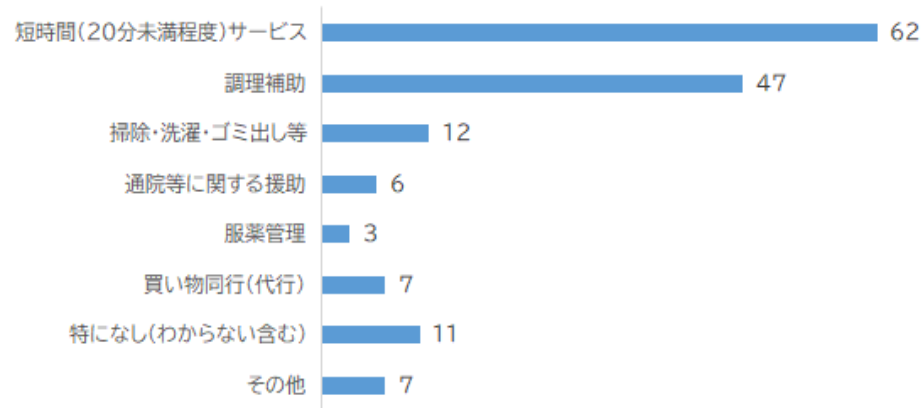
- 担い手登録型訪問サービスにあれば利用したいサービスについて、「調理補助（36.7%）」と「短時間（20分未満程度）サービス（48.4%）」が回答として最も多かった。
- 担い手登録型訪問サービスの利用に至らない理由については、11.8%が「調理補助がサービスの位置付けにないこと」をあげた。

【通所型サービス】

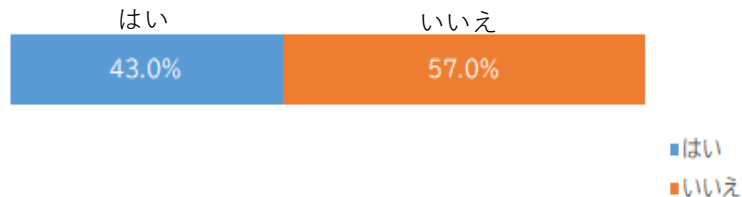
- 介護予防通所サービスの短時間（3時間未満程度）サービスについて、81.3%が「ニーズがある」と回答した。

➡**基準緩和型サービスを拡充し、利用者ニーズに合ったサービスを提供することで、事業の利用が促進される。**

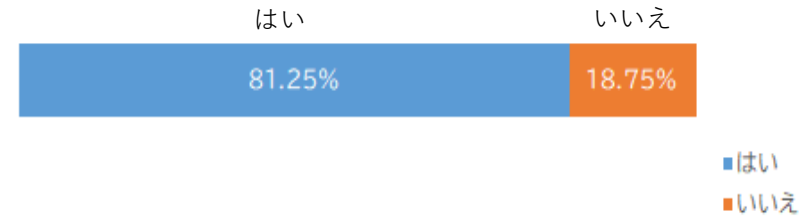
Q6.担い手登録型訪問サービスにあれば利用したいサービスを教えてください（複数選択可）



Q7.介護予防訪問サービス、担い手登録型訪問サービスについて、短時間（20分未満程度）サービスのニーズはあると思われますか（1つのみ選択）



Q9.介護予防通所サービスについて、短時間（3時間未満程度）サービスのニーズはあると思われますか（1つのみ選択）



利用者数の推移

（単位：人）

| 年度 | | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-----|--------|-----|-----|----|----|----|
| 訪問型 | 担い手登録型 | 16 | 34 | 40 | 5 | 26 |
| | 短期集中 | 55 | 50 | 37 | 8 | 23 |
| 通所型 | 担い手登録型 | 0 | 16 | 26 | 37 | 21 |
| | 短期集中 | 55 | 50 | 37 | 8 | 23 |

※令和3年度数値は、令和4年1月末時点

課題②：サービス提供事業所の少なさ

- ・平成29年度の事業開始以降、基準緩和型サービス及び短期集中通所サービスの事業所数は増加していない。
- ・生活援助サービスのうち利用が多いサービスは、「掃除」「買い物代行」「調理補助」「洗濯」が上位を占めており、基準緩和型サービスでも対応が可能な内容である。
- ・担い手登録型訪問サービス及び短期集中通所サービスに関し、利用について検討するもサービスの利用に至らなかった理由について尋ねたところ、「事業所数が少なく、利用調整ができなかった」という回答が最も多かった。

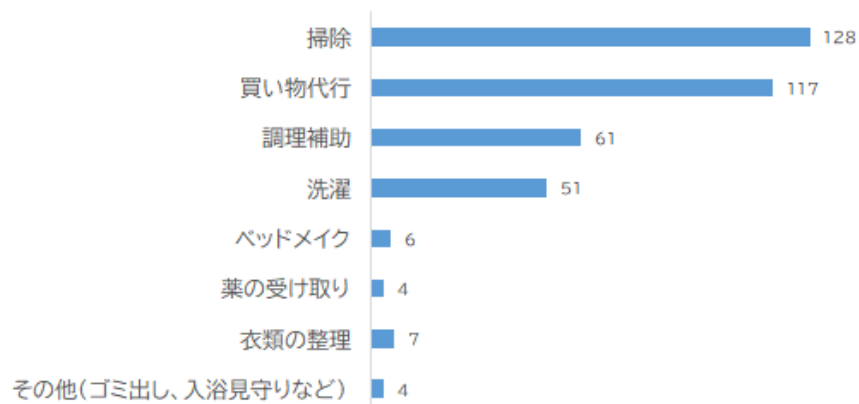
→事業所の新規参入を促す仕組みを構築することでサービス提供事業所数を増やし、利用者の選択肢を広げることにより事業の利用が促進される。

事業所数の推移 (単位：事業所)

| 年度 | | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-----|--------|-----|-----|----|----|----|
| 訪問型 | 担い手登録型 | 7 | 14 | 13 | 12 | 11 |
| | 短期集中 | 0 | 2 | 5 | 6 | 5 |
| 通所型 | 担い手登録型 | 33 | 30 | 27 | 17 | 18 |
| | 短期集中 | | | | | |

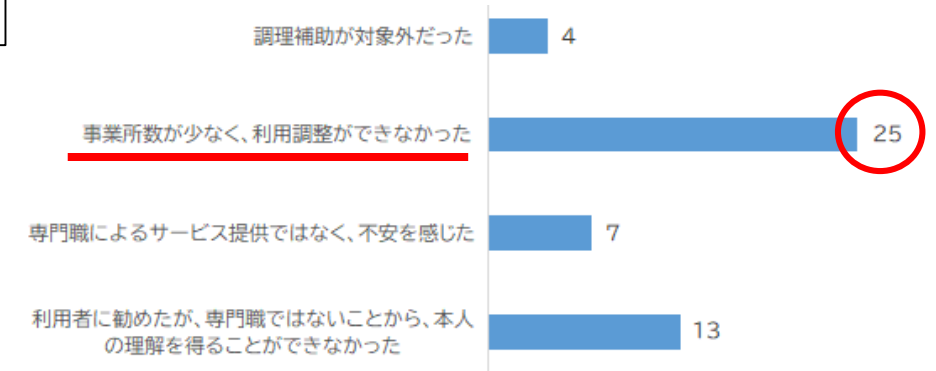
※令和3年度数値は、令和4年3月1日時点

Q2.次の生活援助サービスのうち、利用が多いサービスを3つ選んでください(3つ選択)



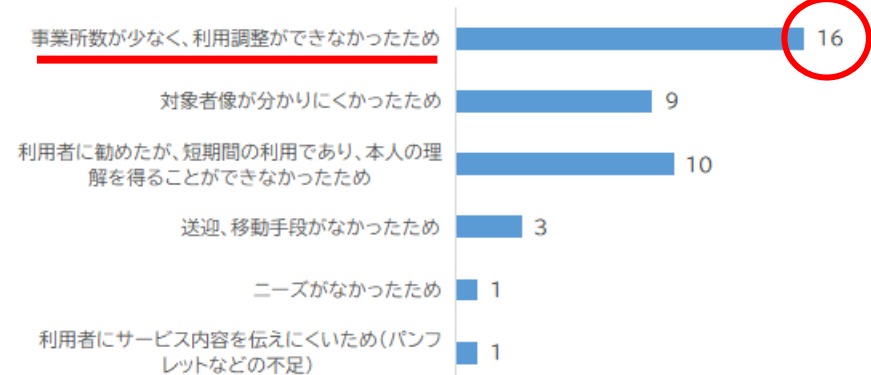
担い手登録型
訪問サービス

Q4.検討した結果、利用に至らなかった理由を教えてください(複数選択可)



短期集中
通所サービス

Q12.検討した結果、利用に至らなかった理由を教えてください(複数選択可)



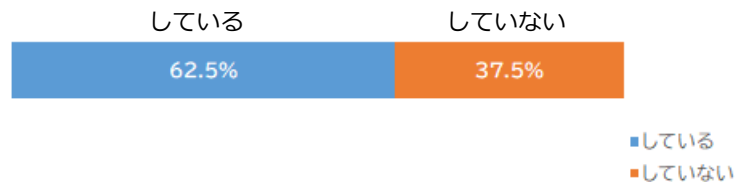
課題③：事業の認知度の低さ、事業への理解、対象者像のわかりにくさ

| 視点 | 事業の認知度 | 事業への理解 | 対象者像のわかりにくさ |
|----------------|--|---|---|
| ケアマネジャー | <p>【担い手登録型訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス自体を知らない サービスは知っているが利用の仕方が分からない サービスを実施している事業所を知らない <p>【短期集中通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス自体を知らない サービスは知っているが利用の仕方が分からない | <p>【担い手登録型訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門職によるサービス提供ではなく、不安を感じる <p>【短期集中通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスは知っているが、3ヶ月で終了するため利用しにくい 継続利用に不向きである <p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定更新時、利用者が今後予防給付の対象となる可能性を考えると、事業対象者になるよりも認定を受けるほうが効率的である | <p>【短期集中通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者像がわかりにくい 3ヶ月で機能改善が見込める利用者がいない |
| ケアマネジャーから見た利用者 | <p>【担い手登録型訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に浸透していない <p>【短期集中通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に要望が無い | <p>【担い手登録型訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に勧めても、新しいサービスの利用について、本人の理解を得ることができない <p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に制度の理解を得られず認定更新時に事業対象者につながらない 認定更新後も現行サービスの継続の意向がある | <p>⇒ケアマネジャーに対しては、具体的な利用イメージが分かるような周知を強化していく必要がある。また、適切なアセスメントを支援する仕組みを作る必要がある。</p> <p>⇒利用者に対しては、事業の周知とあわせて、自立支援の考え方や制度の趣旨、介護予防の趣旨についての周知を強化していく必要がある。</p> |

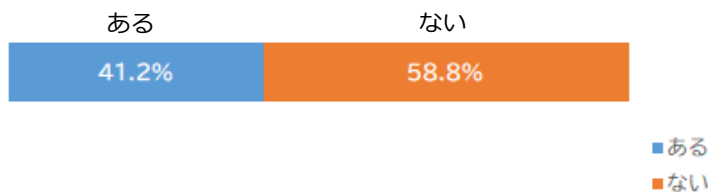
課題④：基本チェックリストの活用率の低さ

- ・アンケートから、62.5%の居宅介護支援事業所が認定更新を迎えた利用者に対し基本チェックリストの案内をしていることが分かったが、実際に認定を更新せず事業対象者になるケースは、要支援、事業対象者全体の約1.7%にとどまっている(令和3年3月時点)。
- ・利用者が現在予防給付（介護予防訪問看護、福祉用具貸与など）を利用しており、移行できないケースもある（38.9%）。また、利用者の理解を得られない（12.6%）という状況もあるが、ケアマネジャーが、利用者が今後予防給付を利用することになる可能性を想定し、効率性の観点から認定を更新している（43.2%）ケースもある。
- ・事業対象者に移行することが可能なケースは多いと推察される。

Q14.認定更新を迎えた利用者に基本チェックリストの案内をしていますか（1つのみ選択）



Q15.案内をしたことにより、これまでに認定更新をせず事業対象者になったケースはありますか（1つのみ選択）



Q16.更新時に事業対象者にならなかったケースについて、要因を選択してください。



⇒新規利用時における基本チェックリストの有効期間を見直すことで、利便性を向上し、基本チェックリストの活用率を上げるとともに事業の利用促進を図る。

各課題への対応案

課題

対応案

課題①：利用者ニーズを満たすサービスの不足

【担い手登録型訪問サービス】

- ・調理補助を追加
- ・短時間（20分未満程度）サービスを追加

【介護予防通所サービス】

- ・短時間（3時間未満程度）サービスを追加

課題②：サービス提供事業所の少なさ

事業所の新規参入を促す仕組みの検討

課題③：事業の認知度の低さ、事業への理解、
対象者像の分かりにくさ

【事業の認知度、事業への理解】

- ・自立支援の考え方及び事業の周知を強化

【対象者像の分かりにくさ】

- ・適切なアセスメントを支援する仕組みの構築

課題④：基本チェックリストの活用率の低さ

基本チェックリスト（新規）の有効期間の見直し